

重要

処遇改善加算を算定する事業所様はバージョンアップ後に必ず行ってください

- 処遇改善加算を算定する事業所様は、『楽すけ』障がい者総合支援版を Ver.10.4.0 にバージョンアップした後に、必ず以下の操作を行ってください。
- 処遇改善加算を算定しない場合は、以下の操作は不要です。

1 自事業者

2 複写

3 令和 08年06月01日

4 処遇改善加算

5 登録

福祉・介護職員処遇改善加算

居宅介護 処遇改善加算 ●

重度訪問 処遇改善加算 ●

行動援護 処遇改善加算 ●

同行援護 処遇改善加算 ●

確定 閉じる

- ① 自事業者ボタンをクリックします。
- ② 複写ボタンをクリックします。
- ③ 「適用日」の欄が空欄になりますので、日付を「令和 08 年 06 月 01 日」に設定します。
- ④ 処遇改善加算ボタンをクリックし、

令和 8 年 6 月から算定する処遇改善加算を選択し、確定ボタンをクリックしてください。

※ 令和 8 年 5 月末まで算定可能な処遇改善加算を、以前より設定済みのお客様も再度入力が必要です。入力を行わないと「処遇改善加算」の請求ができません。

- ⑤ 登録ボタンをクリックします。